

令和3年第8回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年8月20日 午後1時30分から
- 2 場所 会津若松市役所北会津支所ピカリンホール
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 17名

		2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司			9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 2名

1番委員	庄司 遼	8番委員	佐野 和枝		
------	------	------	-------	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主任主査	慶徳 幸一郎	主事	相澤 俊輔		

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。 総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。 なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。 本日出席の農業委員は17名、欠席の農業委員は2名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 それでは只今より会議を開きます。 まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員14番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員10番・丸山世子委員、農業委員11番・吉田和明委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。 始めに、議案第31号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題いたします。 提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>高野地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第31号1番について、農業委員14番弓田より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、8月18日午後5時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員6番) 星 富士雄 委員</p>	<p>川南地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第31号2番について、農業委員6番星より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、8月19日午後3時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>

会 長	<p>それではお諮りします。議案第31号農地法第3条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第31号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第32号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>神指地区担当委員より1番について説明願います。</p>
(推進委員5番) 佐藤 直意 委員	<p>推進委員5番佐藤より、議案第32号農地法第5条の規定による許可申請についての1番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、資材置場や駐車場等を整備するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については、周囲の農地と分断されているため、小規模で生産性の低い第2種農地と判断されることから、転用許可可能なものです。 なお、これは合同調査でありまして、8月18日午前9時20分から、農地部会より吉田部会長、大竹副部会長、丸山部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであり、本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第32号農地法第5条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第32号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第33号 農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。 利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員、並びに事務局の調査報告を求めます。</p> <p>高野地区担当委員より1番から3番について説明願います。</p>

(農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員	<p>農業委員 1 4 番弓田より議案第 3 3 号利用権設定の 1 番から 3 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1 番の案件については、認定就農者への利用権設定であり、2 番の案件については、農業者年金受給継続のための利用権設定です。3 番の案件については農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、8 月 1 8 日午後 4 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>神指地区担当委員より 4 番について説明願います。</p>
(推進委員 5 番) 佐藤 直意 委員	<p>推進委員 5 番佐藤より議案第 3 3 号利用権設定の 4 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、8 月 1 8 日午前 1 0 時 3 0 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	川南地区担当委員より 5 番について説明願います。
(農業委員 15 番) 高橋 一美 委員	<p>推進委員 1 5 番高橋より議案第 3 3 号利用権設定の 5 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、8 月 1 9 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	事務局より 6 番から 7 番について説明願います。
事務局	<p>事務局より、議案第 3 3 号利用権設定の 6 番から 7 番について報告いたします。これらの案件につきましては、農地利用集積円滑化事業による契約を農地中間管理事業へ承継するものです。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	各地区担当委員、並びに事務局からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。
(推進委員 7 番) 鈴木 衛 委員	6 番、7 番について湊地区の農地中間管理事業の賃借料については、基本的に 1 7, 0 0 0 円に経常賦課金を上乗せした金額で設定していると思うが、誤りではないのか。
事務局	申請者が設定した金額となっております。
会 長	よろしいですか。
(推進委員 7 番) 鈴木 衛 委員	了解しました。

会 長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第 3 3 号農用地利用集積計画の作成についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 3 3 号は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第 2 0 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 2 1 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、及び報告第 2 2 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p> <p>事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>報告第 2 0 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の 1 番から 1 2 番について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては相続等により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p>
会 長	<p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p> <p>(午後 1 時 5 0 分 閉会を宣言する。)</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和 3 年 8 月 2 3 日

会津若松市農業委員会 会長

1 0 番農業委員

1 1 番農業委員